俗耳談

市川寛齋口述
柴田成美筆

初篇　巻四

特別
15
1420
4

門 イ5
號 1420
卷 4

俗耳鼓巻之四

寛斎先生口語

門人　柴田成美筆

一物ゝ智のまさるゝ事巧をふるゝ事一旦眼代
耀りしるといへども自死かあるゝまれ久しゝて承
まくさまれを謝靈運の詩ハ初く蕪雜ゝ英華ゝ
めし新延年の詩を錦代補繡と列ゝしと尚時
二子乃詩と評するかくのゝ歌方とゝるまくこれを
やうとちん但詩のゝ蘊も同し但蘊のゝ

藤沢文庫藏

昭和二八年
二月二四日
購求

[illegible]年[illegible]も同し但年のこゝろ[illegible]
高假山を造る所を見ぎるハ[illegible]風景[illegible]
一吾人[illegible]て他[illegible]と志ゆへ[illegible]始来[illegible]
[illegible]日向の[illegible]さハちゝ[illegible]
[illegible]牧の半房ハ樓閣[illegible]あり東奥の欽[illegible]の[illegible]
[illegible]余[illegible]ハ九人の[illegible]
[illegible]ハ三[illegible]
虛[illegible]ハ[illegible]山[illegible]
[illegible]て[illegible]七八[illegible]

番南瓜[illegible]
界の[illegible]
漢志敦煌條注今猶出大瓜長者抵入瓜中食之
首尾不出○唐書大食條云有尋支瓜大者十人
食乃盡○酉陽雜俎云洛陽報德寺梨重六斤○
又續集云儋崖種瓠成實率皆石餘○又云大食
勿斯離國石榴重五六斤○述異記云北方有七
尺棗南方有三尺梨○明一統志蘇門荅剌條云
茄大如西瓜重十餘斤○東齋紀事引羅浮山記

云弟三峯有竹大徑七尺圍節長文二葉如芭蕉
名龍公竹事林廣記作長二丈北戸録作圍
一十一尺又並云有三十九節
一相化〳〵石と成造化のたくみ猶〳〵奇也化り
淋すして自然の形をなすあり蓋理の考ふ所
加〳〵なるものなり長門の海辺燈籠石施主青柱の
涙の跡ためしとなる石ふ化するまく朽すして年あ
あるす南湯新処の載答石も答の化生きあ非す
旦中実とい〳〵素石なり天工の人工あひ〳〵ぶつめき
賞すべし

一庚申待といふハ知見道の更佛氏のあるあり
す按素なる事異なる法なを以て詳ふ記せり野語述
説あも亦載す
一等持寺ハ尊氏の菩提所なり尊氏軍を出すふ
形あ云勝ハ一見小三ケ寺たるべと既滅て寺況
建つ故ふ寺号ハ寺の字を三つ入と新佛伽あり是
未信なりや否やとなすすきるれも寺の字ハ二つを
人の氣のつあるとなり
一百人の出るなと為るといふハ非す

今俗語に亭主番といふ是ふかく所主番の
人に番をさせといふ事

一近世猿倉將軍の時の事を語る書に法と画き
入るゝ所なれに大人に烏帽子を御着なく成す小
事の事を知る成々弼とする事ふに上下と云せむ
云も同くすに上下に義當の時より始て
さうなれを小さきなど に まぎ差さりし人由續古今記
に云ふ上下の事始給ふ事として富士義當
の時より起る事可明より其別に考異あり此

と編集する小画工に成るものを人々せる に 間を立て さるなり
一弼當の形く法眼なる事の形浅紫を万を立て紙を戦
場に立て唯一人番を奮て歌を小児のごとくなり
海上の八幡宮の郡伝逆と云ふ事あること云れて家望の
あるに云とのみなるも亦正直なれに家望 を男り
蒙て敵を殺す小流せり中森に 絶出 を一
人番を奮て数十人の賊を追ひ執り田と清遠と
とを召して功を亦を賊と云て小児のごとくなり
魏異を詳に其式二人に於て 武あり並考に男

をのゝハさぶらひとゝ申玉の男士ゝ得つる
一[illegible]代ゆゝとゝ[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]月
といりそ十文枝ふまりあ由（ゑん）中[illegible]とゝ[illegible]と[illegible]ず
といとも[illegible]用といふを[illegible]平なる[illegible]稱[illegible]所[illegible]て
一[illegible]ゝこゝ[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]誕[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
新[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]年ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

命ハ別[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
急又双信ふ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
なり好ふ妄誕と書ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
す千寶の拠神記も悪ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

色紙牡丹の絵を摺り出す摺師を[illegible]と云ふ
[illegible]ハ曰く[illegible]なり音[illegible]して[illegible]
名ハ候なれども摺師及び[illegible]同て又[illegible]
云名称通なり

同[illegible]記[illegible]に[illegible]曰海人藻芥
曰角白[illegible]及び大将[illegible]
[illegible]やとなれば[illegible]
[illegible]の器の
一同烏帽子打[illegible]の日[illegible]侍従[illegible]

すたれハ[illegible]織小[illegible]
図式[illegible]
とも[illegible]

一同兵[illegible]首一級二級[illegible]何の級[illegible]
[illegible]登壇必究曰秦衛鞅説孝公變法斬一首賜爵一級注兵文莊曰後世計首級以定軍功始于此

一甘姜をせ[illegible]いひ蘘荷をめ[illegible]といふ二草葉の形同して唯大小[illegible]

めしに相違なくつかる者に差の者があり丁蔓の者
めに而死罪並に所国の刑あり
一を春武夫婦を殺波の妻と教して通刺殺して
文覚と名つく源平盛衰記に伊豆に某弦く人を
教しに刑に行れ出家ゆるされ高雄
刑法に婦人を波の許みもりと教の如
しに婦人を波書の離りしも正く
乱りに死を免れ教ずてゆるしぬ波
波毒せりも上りのたるさいぶし某又伊ふ
は女形に方義なり紀に婦人の文ゆくは義既
ふけ毒婦を世めしも女心のやるるる通死
を極めしにしり
一近世花て大字代書考あし古か今れめさはさ寺晋書
衛瓘傳曰至漢靈帝好書時多能者而師宜官為
最大則一字徑丈小則方寸千言晋代書の変る
時を紀る小篆の文字と書と奇とされ高閑や宰
なる形今世に丈や二丈ありしに一友問て曰近
昔江戸流草の書の清水八右衛整の字と書くか

けゑうと色とのゐ文みはせれハ二十人ゐ有り方寸
千言も今めく奇なす来ハ年京師ゆてうしが
胡麻子のふ三社神ゆと古り又走軽のよ文人ゆ
画て彩色せり明の范晩叔も胡麻子三十二字を
仙と家伝毋後の波ふ尺えうこれ至面百九の
数なり紙れハ三仕字数ゆ只一字あしゆ字数
とんえうれハ方寸ハ大華三千倍も古ゆ形を
字る人の技巧ハ所ゆとるやゆ仙人ふ栄用ゆ
所す文字ゆき二三ゆ有ふ数ゆ書ふ

用ゆすて人ふ書ゆるハ用ゆ所ゆ次三字ゆ人上り
ゆてハ用ゆ字ゆ三大高ふ古人の紙のを
一物ふかゆ人ゆるる作ゆ所ゆるとふハ有ゆ
渇を逃ん俚諺曰人ゆ服疾とるふ醫ゆ人ゆ用
ゆまゆてハ所ゆるゆ所ゆ茶ゆ法ゆ曝す
と名ゆ通物入る義ハ金ゆ即元ゆ毒ゆ醫
乃ゆのゆす鴉ゆ元と櫂ゆる醫ゆ所ゆ
物服を水ゆ元ふ代同ゆ同ゆるハ所ゆ但書ゆ
とゆれゆに人ゆとゆわせゆとゆ元ゆ面ゆ

形のごとく昔蒲鶴魯公扈趙齊嬰二人のかたへつる
に公扈ハ斉嬰の家に入斉嬰ハ京に公扈の家みまく為に
妻をもてす列子のたとへ亦是四面へさまよひ形
既ともに成ぬるの形骸何とかいへ
ともかきあつるとも知命の家ハ人家の親
を既に異るこゝろハ法にあらず人をや
一地のくにをすてゝうりに旁州すべき我知列子廉
伏兎と毋とふこれを和尚孤ふあんぜんを
二ふりの又富田氏とそゞのごとくとうさとやつみ

呼神戸氏と明ぜんどがゝゝゝ
ゝ武ハ赤ふ飛ぎりて
一ちどりの足指ねふ安むふ足を入ちくゆく
物ちとりけらふこれをすれさいふ千鳥とふ鮮の
ふるとんりふ叮ゝ網ゝ一つ網ハこれを
敢ゝとゝ又一つ網敢ゝとゝかゝ
して大抵ゝ云華石信鬼といひ和ふ友
千ゝゝよりゝもこれをふ
一問ゝ方とハゝ日ゝ池神のゝ方叮神の五方

毎年ふかハれも吟味のすゑ五十年間
何角へ引ゐ〻ゐ〻いと同ゐハ兄弟りとゝ寸之中ハ其の元
ゝハ本の寸といふゝ引ゐ事運氣格南淮海ハ詳り
一同破軍の劔光ゆむゝハ得ゐの事一ゐ〻ゐ〻ゐ曰劔
ハ帝建字の徐のゝゝゝ出るゝ帝ゐるゝふ七曜の図
あるゝゝの劔と画ゐる色ゐ淮南天文訓曰斗
杓為小歳正月建寅月从左行十二辰咸池為大
歳二月建卯月從右行四仲終而復始太歳迎者
辱背者強左者衰右者昌小歳東南則生西北則

殺不可迎也而可背也不可左也而可右也其此
之謂也大時者咸池也小時者月建也今世汁の
建さゝ紙さゝる色ゝふ出つゝ面て寸るゝゝ
一同月の大さ寸ゐ曰ゝす散同ゝ他の色近月
の徑古来説多ゝ行ゝゝゝ曰ゐ安ゐり説寅ゐ
ゝ寸果ゝれと集ゐゝ天地里程考ゝゐ寸寸ゐ不益
の事ゐゝゝいゝゝゝ好事のゝゝの為ふ海とゐ寸ゝ寸辨ゝ
ゝ文弁安中ゐ行ゝゝ
一世ゝ猿行ゝゝゝいふゝ獅猴ゐり又母猴とふ

ましとハ梵語摩斯吒なり

一向疑斷しハ疫を免るの術なりと信ずる向きも
すでに原ゆるがれハ実ふ疫避るに義あり知らぬ試
誇すへきなり　知つる札をもるハこを人のんふ立こを伝授
ゆりて是ふ是をといふ面し但これをもるハ板ハ
問板すしハ何をも回伝してんを要録て亦婚なり
其外の時一老人の語るをもるとく云一村疫をり
て家ふ札をを所或人札と称ふ同なり適なるを
云ふ完なる諸し去ぬ為ふ札を拭ふ門ふ張る

を安〳〵ふ表に一人来向門ふ門ふ〳〵やの札を使ふ
ゆるを回疫を免るの札なりとてなのくを色るなり
を家字を識ふ故ふ笑て去る乃なをはくを色を験
と要ひなの回何を不可をんを疫非ふも以ふ
人使ずとして入すを倒るハ祈ハ上を免るや故ふ上
ふり字ゆをひるるを和なるをを〳〵やを〳〵一元
指後ふををふり紙ふれを示をんを安ずの和を手摺
通加持の札ふ回し自安せんハ諸通加持ふ要
安すを或ハ切〳〵やの札も亦何の板ふあるを語ふ云鄙

頭(カシラ)も信心からと加の隣(リン)参(サン)に賛(レイ)の札とのせて参こそ
あらせしといふも或る志からん

一 猿(エン)猴(コウ)の手をのべて月をとらんとする図(ヅ)世にあまし
一やうに猿と猴とハ一なれども可性よりと接(ツラネ)して
するものゝうへに伊堺稚曰今猨不復踐土好上茂木
渇則接臂而飲月をとるといふにて強ゆまするに此
見ゆるものゝ但僧祇律曰有五百獼猴遊行見樹下
有井井中見月共執樹枝手尾相接入井取月云
ハ甚だ喩(ユ)なり亦是手を接(セツ)して斷(タ)ゆるばかりの月

をとれるといふ今図ちらとの上天にむかへ手をのべて月代
をとらんとすれバ此性にもあらず

一 青(アヲ)砥(ト)左衛門ハ農民なりし時此ならバ即士列に舟(フナ)ハ
既出して未(イマダ)年をつまず此ならバ夢(ユメ)に鶴(ツル)岡(ガヲカ)の神の告(ツゲ)を
ありして大名八箇国にとたまふまで低辞(ジ)してうけ
ず或是をもつて其の君をたすけ給ふて不学なり何の事をと
称せん嗟此ならバ遇(アフ)ハ其の公卿として滑(ナメ)川(リ)へ銭
十文を落すに五十文をもつて松(タイ)明(マツ)を求めさせしてこれをさがし求
めもむ人にあたへしを問へハいふに五十文ハ世に借りよ十銭を於

ずんハ永くあふ流てくちぬ色しと世ゝれと亦志とす
ゝ也ていの鈴くちゝとそ仙の掾とうせんゝ行ゝとて
仙ゝ道ふゝるゝんゝ氏の事ゝ乃ゝ
仙ゝ道ふゝ行ゝ陽の示とゝけるゝ言ゝ人の及
ハゝ所ゝ示ゝ乃ゝ行ゝ手紙ゝ贈ハ物ハ慈ゝるゝ
一向凡五節句の事ハ蚩尤調伏といふゝ山ゝ事ハ
非ゝ既ゝ行ゝ中ゝ義ゝ為ゝ義と為るゝ日ゝ事
ゝ事ゝ也ゝ示ゝ未ゝ行ゝ人ゝ黄帝ゝ事ゝ未ゝ蚩尤ハ
ゝ石ゝ人ゝ為ゝ紀ハ蚩尤の紀調伏ゝ事ハ

求めゝ道ゝ行ゝ事ゝ也ゝ
一周穆王化人ハ上ゝ天ハ上ゝ行ゝ数千年経
ゝ所ゝ所ゝの国ゝ晋の王質山ゝ入仙人の棋式
国と見ゝ絵数ゝ行ゝ知ハ識ゝ者ゝ漢の
劉晨阮肇ゝ天台ハ入速ゝ仙境ハ行ゝ
年ゝ行ゝ知ハ七代の孫ハ居ゝ見一ハ山世と経ゝ
見ハと永ゝ一ハ山世と永ゝ
穆王の事ハ道の如ゝ虚実ゝ事ゝ
虚ゝ紀ゝ人ゝ生ゝ故ゝ記ゝ事

惑せり爰中ハ虚なれども実なり南柯の
夢なりと云ふ謝肇淛曰淳于棼綴酒遺世
而甘為之壻亦有激之言也陶潛の作りし桃花源
もこれ世なり洋の林ゆ三の故舎編ふ人ゝを仙
境ふ入ゝるの月日をるを亀く年ゆ久しを
いふ魅ゆ惑されしを人ゝ子ゆ是仙ふ託て設ふ亦
の妄誕なり人の書ふ載ふるを信ずるを暫ゆ戯
年を徒ん業人文を巧みゝ虚を実とす今
実ふ為らせハ閑の為し

一古婦人の名ふ史或ハ父の実俗を以ゆ呼ぶを名
ふ為す相模ハ相模守公資の妻なるハ乙侍従家
業紙ふ見ゝるを和泉式部ハ和泉ある橘道貞の妻
拾芥抄ふ見ゝるを太宰太弐重明の妻太弐之信を
いふ伊勢守徳景の女伊勢とふ式二車川書と
決す

一私ハ公の対ゆ自己を稱するハ非なり然ども亦
之義あり韻府群玉曰賤私家也天子の之賤私儀
礼家臣稱私ゆ以ゆ尊ふ対ゆ自称なり

一同所にて手の詞を曰ふ事をなりてくふ中
續飯（ソツイイ）を器にしてたくわへいふ法師ふるうて
くふて有てるどいふの相撲取穿法師と称する
一同越山あらはれて語る所上野ふみ山といふ百姓
や某初これを所る三才図會とうふ及てを花
法師を初る物も元これをえう又閑ふ合うて
ものす

俗耳談巻之四 終